

# 第二期十和田市浄化槽整備事業に関する実施方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、第二期十和田市浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表する。

令和 3 年 9 月 13 日

十和田市長 小山田 久

## I 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 第二期十和田市浄化槽整備事業

(2) 事業の目的

十和田市は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道等集合処理施設計画区域外については、浄化槽により整備を行っている。

本事業は、市財政の負担を軽減し、浄化槽の新設及び維持管理（市に帰属されたものを含む）を適正かつ効率的に実施するとともに、浄化槽による整備を普及促進するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 浄化槽整備区域内における合計 1,214 基を目標とした浄化槽の設置。
- ② 市で管理する浄化槽（以下「小型浄化槽」という。）の維持管理と補修の実施。
- ③ 浄化槽汚泥等の資源化の検討を図る。

イ 浄化槽を新設する区域

次のいずれにも該当しない区域（以下「浄化槽整備区域」という。）とする。

- ① 公共下水道において、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。）第 4 条第 1 項の規定により認可を受けた区域
- ② 特定環境保全公共下水道において、下水道法第 9 条に規定される供用開始の告示をした区域
- ③ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け、17 農振第 2011 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択通知を受けた区域
- ④ 村づくり交付金実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け、19 農振第 1878 号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択通知を受けた区域
- ⑤ 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により、環境大臣が定めた区域
- ⑥ 冬期間浄化槽の管理用車輛が通行できない区域

ウ 管理対象とする浄化槽

本事業により新設される小型浄化槽のほか、現在、管理している小型浄化槽（令和 2 年度末現在 556 基）および寄附採納により市に帰属された浄化槽。

## エ 事業期間

- ① 事業期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10か年とする。
- ② 小型浄化槽の設置工事期間は、令和14年2月末までに完了するものを対象とし、維持管理については期間満了までとする。

## オ 事業の実施方法

- ① PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）は、地域住民に対し浄化槽整備事業についてのPRを実施する。
- ② 小型浄化槽の設置を希望する者（以下「設置申請者」という。）は、PFI事業者を経由し、市長に対して設置申請書を提出する。
- ③ 市長が申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し可否について通知する。
- ④ 設置申請者は、浄化槽設置工事に着手するまでの間に、十和田市下水道条例（平成17年1月1日条例第207号。以下「条例」という。）に定める分担金を納付する。
- ⑤ PFI事業者は、市が提示した基本仕様に基づき浄化槽の設置工事を自らの責任により施工する。
- ⑥ 完成した浄化槽施設は、市の完了検査を受けなければならない。  
完成検査後、速やかに引渡しを行い、市の所有とする。  
なお、引渡し完了まではPFI事業者の所有であり、管理はPFI事業者が行う。
- ⑦ 市は、当該年度2月までに引渡しを受けた小型浄化槽を対象として、PFI事業者から買取りを行う。
- ⑧ PFI事業者が行う維持管理業務の内容は、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第7条に基づく検査、同法第11条に基づく検査、保守点検、汲み取り清掃及び軽微な補修とする。
- ⑨ 浄化槽清掃時に引き抜かれた汚泥は、資源リサイクル等の検討を行うものとする。
- ⑩ 市は、浄化槽設置事業を実施するにあたって、国庫補助を申請すると共に必要財源の残余分（受益者負担金を除く）については、起債を支払いの財源とする。
- ⑪ 設置申請者は、使用開始した小型浄化槽について、条例及び同条例施行規程に基づき浄化槽使用料を納付するものとする。
- ⑫ 市は、PFI事業実施前に設置された浄化槽もしくはPFI事業対象外の浄化槽について寄附を受け、小型浄化槽として取扱うことができる。この場合、市は、使用者から使用料を徴収し、PFI事業者はその維持管理業務を行う。

### （4）事業実施のスケジュール

令和4年3月	事業契約締結
令和4年4月	既設小型浄化槽保守管理開始、 小型浄化槽の新規申請及び既設浄化槽の寄附受付
令和14年2月	小型浄化槽設置完了
令和14年3月	事業完了

### （5）遵守すべき法令等

PFI事業者は、この事業を実施するにあたり、浄化槽法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、条例、同条例施行規程その他の関係法令等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 選定の基準

市は、この事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合は、この事業を特定事業として選定する。

### (2) 特定事業の選定基準

この事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算定による定量的評価

イ PFI事業者として実施することの定性的評価

ウ 選定事業者に移転されるリスクの評価

エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

### (3) 公表の仕方

この事業を特定事業とした場合は、その結果を市のホームページ上に公表する。

## II PFI事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定の方針

この事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。

選定方式は、市費用の低減化、設置申込の促進、住民負担の軽減、設置工事及び保守管理業務の確実性、PFIとしての事業計画等の各内容について審査し、その評価をもとにPFI事業予定者を選定する。

### 2 募集及び選定の日程（予定）

令和 3年 12月 特定事業評価及び選定並びにこれらの結果の公表

令和 3年 12月 事業者募集要項の配布及び説明会

令和 3年 12月 説明会及び質問受付並びに質問回答書配布

令和 3年 12月 提案書受付

令和 4年 1月 事業者予定者の決定

令和 4年 2月 事業提案の評価及び事業者の選定並びにこれらの結果の公表

### 3 応募者の参加資格要件

#### (1) 組織形態

ア 応募者は、法人又は複数の法人等（以下「応募グループ」という。）のいずれかとする。

イ 応募者は、法人である場合は十和田市入札参加資格登録の工事種別において「土木工事一式」、「建築工事一式」、「管工事」のいずれかで登録しているものとするほか、物品等において「浄化槽管理」、「廃棄物処理」のいずれかで登録しているものとする。また、応募グループである場合は1社以上が上記いずれかで登録しているものとする。ただし、現在実施している事業（以下「第一期事業」という。）の契約者においては、構成員が上記を満たしていることにより参加資格を有するものと解する。

ウ 応募者は、P F I 事業予定者に選定された場合は、市が P F I 事業予定者を交渉権者としてこの事業の実施に係る契約（以下「P F I 事業契約」という。）の契約に先立ち、特別目的会社（以下「S P C」という。）を株式会社として設立することを要件とする。ただし、第一期事業の契約者においては、現在実施している事業の S P C であることから新たに S P C を設立することは不要とする。

エ 応募グループは、その中の 1 社を代表法人として、本事業に係る応募、事業実施の総括責任者を定めるものとする。

## （2）応募者の構成

応募者の構成は、次のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。

イ 応募者の構成員の変更は認めない。

ただし、特別な理由があると市が認定した場合は、この限りではない。

ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、P F I 事業開始後、S P C から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は当該協力企業の名称等を明らかにすること。

エ 応募者は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。

ただし、市と P F I 事業者との P F I 事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、P F I 事業者の業務等に協力することは可能とする。

## （3）失格条項

次に該当する者は、応募者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 市の指名停止措置を受けている者。

ウ 応募受付開始日以前の 1 年間に於いて、法人税、消費税又は法人事業税、地方税並びに市に対する公租公課を滞納している者。

## （4）業務執行能力及び財務能力

ア 本事業を P F I 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、または有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安全的かつ健全な財務能力を有していること。

## （5）留意事項

ア 浄化槽の設置、保守管理業務の実施にあたっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者がその資格の全てを取得している必要はない。この場合、応募者は、提案書において、必要な業務を他に請け負わせる等により、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。

イ 代表民間企業の事業期間中の S P C への出資割合は、50%を超えなければならない。

ウ P F I 事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業遂行のため、業務にかかる基本的な分担表を市に提出し、着工までに市から承認を得るものとする。

エ P F I 事業者は、P F I 事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められるものであり、募集要項では、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参加者を広く求めるものとする。

#### 4 P F I 事業者の選定

- (1) 市長は、副市長以下十和田市浄化槽整備推進事業に関連する部署の部長で構成する「十和田市P F I 事業審査会」の審査に基づき、P F I 事業予定者を選定する。
- (2) 市は、選定されたP F I 事業予定者とP F I 事業契約の内容に関連する協議を行い、協議が成立したときは、当該事業者をこの事業を実施するP F I 事業者とする。

#### 5 審査結果の公表

審査結果の概要は、市のホームページ上に公表する。

#### 6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は応募者の承諾を得て、これを無償で使用できるものとする。

### III P F I 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。

原則として、リスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

不可抗力、法令変更等で、市またはP F I 事業者いずれの責めにも帰することのできない事由によるものについては、市とP F I 事業者との役割分担及びリスクへの対応能力の観点からリスクを分担することとする。

本事業においては、その設置工事、保守管理についての責任は専らP F I 事業者側に帰すべきであることから、P F I 事業者が設置した浄化槽の機能については、原則としてP F I 事業者のリスクで性能保証を行う。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

市とP F I 事業者とのリスク分担は、原則として別紙1によることとし、具体的内容については、募集要項等において明示し、最終的にはP F I 事業契約で明文化する。

#### 3 監視

- (1) 市は、P F I 事業が提供するサービス内容の確認及びP F I 事業者の財務状況を把握するため、P F I 事業者に対して定期的に業務状況の報告等を求めることができるものとする。
- (2) 市は、P F I 事業者が事業契約で定める仕様、又は条件に違反した場合は、P F I 事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法内容等については、事業契約で定める。
- (3) 市は、P F I 事業の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

## IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 浄化槽を整備する地域

特定事業の選定に関する事項 1-(3)-イで示した区域  
(別紙 2 のとおり。)

### 2 施設の技術基準

浄化槽及び浄化槽に接続する排水管の設置・維持管理に関する技術基準は、国の技術基準を満たすものとし、排水管の設置基準は、十和田市排水設備設計施工指針に準じるものとする。

## V 事業協定について疑義が生じた場合に関する事項

### 1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合

市と P F I 事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

### 2 事業契約に係る紛争を解決するために訴えを起こす場合

市役所の所在地を管轄する次の裁判所に提訴するものとする。  
(青森地方裁判所十和田支部 青森県十和田市西二番町 1 4 - 8)

## VI 事業継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市及び P F I 事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

事業の継続が困難となる事由、修復その他の措置としては、概ね次のように区分する。

事業の継続が困難となる事由	修復その他の措置
(市に起因して発生した事由) ・ 買取事業の遅延 ・ 保守管理業務委託費支払の遅延	・ つなぎ融資のあっせん ・ つなぎ融資のあっせん
(事業者に起因して発生した事由) ・ 施工基準の未達による国等補助金の不交付 ・ 保守管理水準の未達 ・ 住民トラブルの著しい発生	・ 浄化槽買取の不可 ・ 保守管理委託費の減額 ・ 市による対応、市への損害賠償
(不可抗力事由) ・ 著しい天変地異	・ 双方で事業継続について協議

## 2 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取り扱いを含め、事業契約の規定に従い、事業を終了する。

項目	資産の取り扱い	
損害賠償金	市に起因して発生した場合	損害発生額を事業者へ
	事業者に起因して発生した場合	損害発生額を市へ
	不可抗力による場合	継続、打切りいずれの場合も原則として無し
資産の帰属	双方で協議（完成資産のみ市が引継ぐ。）	

## VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援

市は、P F I 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、これらの支援をP F I 事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### 3 その他の支援

市は、P F I 事業者が事業を実施するにあたって必要な許認可等に関し、必要に応じて協力を行うものとする。

## VIII その他特定事業の実施に必要な事項

### 1 債務負担行為等

市は、この事業に際して、P F I 事業者から買取事業の予算確保、債務負担行為の設定等必要な事項について措置する。

### 2 応募に関する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

### 3 意見・質問の受付

この実施方針に関して意見・質問のある場合は、別紙3の様式により、下記あて実施方針に関する意見書・質問書を、E-mail、郵送により、次表に掲げる期間内に提出すること。

(FAXでの受付はしない。)

質問については、原則として公表するものとし、その回答については、市のホームページ上で公表する。

提出先	住所	〒034-8615 青森県 十和田市西十二番町6番1号 十和田市 上下水道部 下水道課 工務普及係
	電話	下水道課 0176-25-4015 (直通)
	E-mail	gesuido@city.towada.lg.jp
受付期間	令和 3年 9月 27日 (月) 午後5時 必着	

別紙1 市とSPCのリスクの分担と基本的な考え方

別紙2 十和田市浄化槽処理促進区域

別紙3 実施方針に関する意見書・質問書